



長野県報

3月27日(木)
平成26年
(2014年)
第2559号

目次

規則

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則(生活文化課).....	2
長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則(障害者支援課).....	4
長野県契約審議会規則(建設政策課技術管理室).....	4
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育総務課).....	5
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課).....	5

告示

生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課).....	5
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課).....	6
平成18年長野県告示第565号(特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価の基準及び地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した書面)の一部改正(温暖化対策課).....	7
平成18年長野県告示第566号(事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針)の廃止(温暖化対策課).....	7
平成18年長野県告示第567号(建築物について講ずべきエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に資するための措置に関する指針)の廃止(温暖化対策課).....	7
平成19年長野県告示第480号(長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続き)の一部改正(温暖化対策課).....	7
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課).....	7
土地改良事業等補助金交付要綱の廃止(農地整備課).....	8
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	8
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	8
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	8
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....	9
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	9
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	9
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	9
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....	9
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課).....	10
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課).....	11

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課).....	11
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課).....	12
特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課).....	12
母子保健法に基づく養育医療を担当させる機関の指定(こども・家庭課).....	12
一般競争入札(経営支援課).....	12
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(4件)(経営支援課).....	13
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課).....	14
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	14
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課).....	14
都市計画事業の認可(3件)(都市計画課).....	15
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....	15
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局).....	15
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課).....	16
平成25年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に添えて提出した意見に対する方針(監査委員事務局).....	16
土地収用法に基づく収用の裁決手続の開始(企画課土地対策室).....	38

規則

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第9号

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則

長野県文化会館管理規則(昭和57年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同項第6号中「第9条第4号」を「第8条第4号」に改める。

第9条中「第12条第3号」を「第11条第3号」に改める。

第10条第1項中「第11条第3号」を「第10条第3号」に改める。

第14条第1項中「第15条第1号」を「第14条第1号」に改め、同条第2項中「第15条第2号」を「第14条第2号」に改め、同条第3項中「第15条に」を「第14条に」に改め、同項第2号中「第15条第1号」を「第14条第1号」に改め、同条第4項中「第15条」を「第14条」に改める。

第15条第1項中「第16条第2号」を「第15条第2号」に改め、同条第2項中「第16条第3号」を「第15条第3号」に改め、同条第3項中「第16条ただし書」を「第15条ただし書」に改め、同項第1号中「第16条第1号」を「第15条第1号」に改め、同項第2号中「第16条第2号」を「第15条第2号」に改め、同項第3号中「第16条第3号」を「第15条第3号」に改め、同条第4項中「第16条ただし書」を「第15条ただし書」に改める。

別表第1の入場料を徴収しないで利用する場合の項中「5,700円」を「6,100円」に、「4,000円」を「4,300円」に、「6,200円」を「6,600円」に改め、同表の1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合の項中「7,500円」を「7,900円」に、「5,300円」を「5,600円」に、「8,200円」を「8,500円」に改め、同表の1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合の項中「9,300円」を「9,700円」に、「6,600円」を「6,800円」に、「10,100円」を「10,500円」に改める。

別表第3の(1)の舞台設備の項中

2,000
15,000

を

2,100
15,000

に、

25,000
2,000
2,000
2,500
1,500
3,000

を

26,000
2,100
2,100
2,600
1,500
3,100

に、

めくり台	1台	100
節台	1台	100

を

めくり台	1台	100
------	----	-----

に、

2,500
1,000

を

2,600
1,000

に、

5,100
4,100
2,000
7,300
4,100
5,100
3,000
2,500

を

5,200
4,200
2,100
7,500
4,200
5,200
3,100
2,600

に、

司会卓	1台	100
茶道炉付移動台	1台	200
ダンスフロア	1式	20,000

を

司会卓	1台	100
-----	----	-----

に改め、同(1)の照明設備の項中

36,000
32,000
49,000
47,000
62,000
65,000
83,000
13,000
6,200
29,000
21,000
42,000
58,000
15,000
8,100
35,000
28,000
48,000
60,000
82,000

を

37,000
33,000
50,000
48,000
64,000
67,000
85,000
13,000
6,400
30,000
22,000
43,000
60,000
15,000
8,300
36,000
29,000
49,000
62,000
84,000

に、「 3,000 」を「 3,100 」

に改め、同(1)の音響設備の項中

デジタルオーディオテープレコーダー	1 台	900
2連レコードプレーヤー	1 台	1,000

を

デジタルオーディオテープレコーダー	1 台	900
-------------------	-----	-----

に、「 3,000 / 2,600 」を「 3,100 / 2,700 」に改め、同(1)の楽器

の項中

5,100	5,200
5,100	5,200
3,000	3,100
1,000	1,000
7,300	7,500
5,100	5,200
2,000	2,100

を

写設備の項中

16ミリ映写機(据置型)	1台	2,000
16ミリ映写機(可搬型)	1台	1,000
スライド	1台	800
オーバーヘッドプロジェクター	1台	500

を

オーバーヘッドプロジェクター	1台	500
----------------	----	-----

に、

2,100

を

2,200

に改め、同(1)のその

他の項中

5,100

を

5,200

に改め、同表の

(2)の長野県県民文化会館の項中

7,100

を

7,300

に改め、同(2)の長野県伊那文化会館の項中

8,100

を

8,300

に改め、同(2)の長野県松

本文化会館の項中

2,700

を

2,800

に改め

る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

生活文化課

長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則を公布します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第10号

長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則

長野県障害者福祉センター管理規則(平成10年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県障がい者福祉センター管理規則

第1条中「長野県障害者福祉センター条例」を「長野県障がい者福祉センター条例」に、「長野県障害者福祉センターの」を「長野県障がい者福祉センターの」に改める。

第2条第3号中「長野県聴覚障害者情報センター」を「長野県聴覚障がい者情報センター」に、「長野県障害者福祉センター」を「長野県障がい者福祉センター」に改める。

別記様式中「長野県聴覚障害者情報センター」を「長野県聴覚障がい者情報センター」に、「除く長野県障害者福祉センター」を「除く長野県障がい者福祉センター」に、「長野県障害者福祉センター条例」を「長野県障がい者福祉センター条例」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

障害者支援課

長野県契約審議会規則をここに公布します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第11号

長野県契約審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県の契約に関する条例(平成26年長野県条例第17号)第7条第7項の規定により、長野県契約審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第3条 特別委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関する特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員が互選する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理す

る。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「議事に関する特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

建設政策課技術管理室

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1を削り、同2を同1とし、同1の次に次の事項を加える。

- 2 県民文化部長に補助執行させる事項
長野県信濃美術館に関する事。

別表第6の3を同4とし、同4の前に次の事項を加える。

- 3 観光部長に補助執行させる事項

長野県山岳総合センターに関する事。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

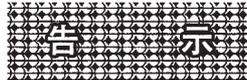
第11条第5号中「、県営運動場及び山岳総合センター」を「及び県営運動場」に改める。

別表第7の教育総務課の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育総務課



長野県告示第167号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所介護	特定非営利活動法人 宅老所花HANA	長野県北安曇郡松川村 5721番地1269	小規模デイサービス花 こころ	長野県北安曇郡松川村 5960番地165	平成26年1月1日
	有限会社わくわく	長野県飯田市松尾寺所 7043番地1	わか葉	長野県飯田市松尾寺所 7041	平成26年2月1日
	特定非営利活動法人 ひなた	長野県飯田市鼎切石4731 番地1	共生ホームひなたぼっ こ	長野県飯田市鼎切石4731 番地1	平成26年3月1日
	上伊那医療生活協同 組合	長野県上伊那郡箕輪町中 箕輪11324	生協宅幼老所あがっ いで	長野県伊那市西箕輪4390- 2	平成26年2月1日
小規模多機能 型居宅介護	株式会社和が家	長野県岡谷市川岸中2- 5-8	和が家日和	長野県岡谷市山下町1- 1-22	平成26年2月1日